

ヒト受精胚へのゲノム編集技術等の利用について「第二次報告」 における検討の全体的整理（ポイント）

		①基礎的研究※1 (※胚の胎内移植を前提としない ※疾患関連以外目的の研究(いわゆるエンハンスメントなど) は容認しない)		②臨床利用※2 (研究・医療)
胚の種類		余剰胚	新規胚	
検討対象	ゲノム編集技術等 (生殖補助医療研究目的)	<ul style="list-style-type: none"> 第一次報告において容認。平成31年4月にゲノム編集指針を策定。 	<ul style="list-style-type: none"> 個別計画の審査を前提として、容認。 <p style="text-align: center;">→ART指針の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ヒト又は動物への胎内移植は現時点において容認できない 法的規制も含めた制度的枠組みを今後検討
	ゲノム編集技術等 (遺伝性・先天性疾患研究目的)	<ul style="list-style-type: none"> 個別計画の審査を前提として、容認。 <p style="text-align: center;">→ゲノム編集指針の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> 容認の可否を引き続き検討。 	
	核置換技術	<ul style="list-style-type: none"> ヒト胚核移植胚については個別計画の審査を前提として容認。 <p style="text-align: center;">→特定胚指針の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> 卵子間核置換については容認の可否を引き続き検討。 	

容認済 (H31.4)
 容認
 引き続き検討

※1 基礎的研究：ヒトや動物に、ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚を移植しない（固体産生につながらない）研究をいう。

※2 臨床利用：ヒトや動物に、ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚を移植する（固体産生につながる可能性が有る）利用をいう。

（「基本的考え方」見直し等に係る報告書（第一次）～生殖補助医療研究を目的とするゲノム編集技術等の利用について～）より）